

2023年6月19日

弘前大学総務部長 太田知啓 殿

弘前大学職員組合  
執行委員長 永瀬範明

### 要望書

附属病院リハビリテーション部において

・始業時間前にミーティングが行われていたが、これに対する超勤手当は支給されていなかった。

・超勤手当を30分単位で申請するよう指示されていた。

以上2件の労基法違反が長期にわたり行われてきたことを、大学は見過ごしておられました。労働時間の管理は、使用者の責任です。まずは、労働時間の管理を徹底されるよう要望いたします。

次に、リハビリテーション部においては、患者の数が多いため、昼休みにも患者の対応をしたり記録をつけたりしないと、仕事が終わらないということがしばしば起こっています。このような状況にあることは先般の病院長交渉で病院側も認識しています。4月12日付けの質問・要望に対する回答によれば、昼休みにおける勤務の実態も「業務日誌」および「カルテ」により確認できるものと考えます。昼休みが取れなかったことに伴う超勤手当の遡及を要望いたします。